

平成 27 年 6 月

総務省情報流通行政局  
情報流通振興課  
情報セキュリティ対策室

法務省 民事局 商事課

経済産業省 商務情報政策局  
情報セキュリティ政策室

## 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の改正案等の概要

## 1 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第4条に定める認定認証業務を行う者は、第6条第1項第2号の規定に基づき、その業務における利用者の真偽の確認が電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)で定める方法により行われるものであること、とされている。

今般の改正は、利用者の真偽の確認の方法について、これまで「住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本又はこれらに準ずるものの」としていた真偽の確認のために必要な書類を明示的に示し、かつ、真偽の確認のための書類の多様化の観点から、利用者の真偽の確認のために必要な書類として、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣(以下、「主務大臣」という。)が別に告示する書類を追加するもの。

なお、主務大臣の告示により指定する書類は、次の要件を全て満たすものとし、別添2のとおり、告示する。

- ア 当該書類の作成根拠が法令に規定されていること。
- イ 利用者の氏名、住所、生年月日等の情報を確認できる書類であること。
- ウ 当該書類に記録された情報の登録・変更・更新等が一定の場合に行われることが法令により規定されていること。

また、併せて、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)及び宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成26年法律第81号)の施行に伴う、用語の形式的整備を行う。

## 2. 改正案(新旧対照条文)及び告示(案)

別添2及び別添3のとおり。

## 3. 施行日

本改正省令及び告示の公布日